

魚津市新規開業助成金のご案内

【交付対象者】

次の各号のいずれかに該当する方で、魚津中小企業相談所の指導を受けた方（ただし、公序良俗に反する業種を除く）

(1) 平成27年4月1日以降に魚津市内で新規開業を行った方で、新規開業の日から1年以内の方

(2) 魚津市内で、6か月以内に新規開業を行う予定の方

助成金の種類	助成対象経費	助成金の額	助成金限度額	助成期間	交付申請期間	添付書類
入居費用助成	貸店舗の契約に必要な経費のうち、敷金、礼金（これらに準ずるものを含む。）及び不動産事業者への仲介手数料	助成対象経費の2分の1	25万円	/	新規開業の6月前から新規開業の1年後まで	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の写し ・助成対象経費に係る領収書の写し ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
家賃等助成	新規開業に係る貸店舗の家賃及び事業用駐車場の使用料	助成対象経費の2分の1	月額5万円	賃貸借契約期間の初日から <u>一定月</u> （※）が経過する日まで	助成期間の属する年度の3月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の写し ・助成対象経費に係る領収書又は支払証明書の写し ・家賃明細書 ・確定申告書又は決算書の写し ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
改装費用助成	新規開業に係る店舗又は事務所の改装費並びに設備又は備品の購入費	助成対象経費の2分の1	50万円（中心商店街にて新規開業する場合は75万円）	/	新規開業の6月前から新規開業の1年後まで	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・改装前及び改装後の写真 ・助成対象経費に係る領収書の写し ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書

備考

- 1 同一事業所に対する入居費用助成及び改装費用助成は、1回限りです。
- 2 家賃等助成を申請する方は、助成期間中は毎年度申請してください。同一事業所に対する家賃等助成は、期間終了後改めて交付申請することはできません。
- 3 店舗が住居を兼ねる場合の助成対象経費は、事業を行う貸店舗にかかる費用に限ります。
- 4 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

※ 家賃等助成の助成期間の「一定月」とは、新規開業日が平成29年3月31日以前の場合は最長36か月、平成29年4月1日から平成30年3月31日の場合は最長24か月、平成30年4月1日以降の場合は最長12か月となります。